# 狭山市立広瀬小学校いじめ防止基本方針

**はじめに**

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校のいじめ防止基本方針は、児童の尊厳を保持する目的のもと、学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第１３条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を具体的に示すものである。

また、本校のいじめ防止基本方針については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、子供たちに関わる全ての教職員が一丸となって、子供たちのために最善を尽くしていくものとする。

## Ⅰ　いじめ問題に対する基本的な考え方

〈基本理念〉

- 「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ものであり、いじめは、全ての児童に関係する問題であると認識する。
- 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の対策は、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行う。

### （１）　いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第２条より）

### （２）　いじめ防止のための基本姿勢

本校では、いじめ防止の基本姿勢として以下の５点をポイントとする。

①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりと自他を大切にする人権教育に努める。
②いじめの未然防止に努め、児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく必要に応じて、各種団体や専門家と協力する。
⑤学校、関係諸機関と家庭が協力して解決にあたる。

## Ⅱ　いじめ問題に対する取組体制（いじめ防止対策委員会）

（１）「いじめ防止対策委員会」　【生徒指導委員会と兼ねる】

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任教育相談主任、養護教諭、各学年主任、（状況に応じて、スクールカウンセラー・さやまっ子相談員・学校医）によるいじめ防止対策委員会を設置する。学期に１回または必要に応じて委員会を開催する。必要に応じて、外部機関とも連携を取る。

（２）いじめ防止対策委員会の役割

| | 委員会の主な役割 | 委員会において中心的な役割を果たす者 |
|---|---|---|
| 未然防止 | ○学校いじめ防止基本方針の策定 | →校長・教頭・生徒指導主任 |
| | ○いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行 | →校長・教頭・教務主任・生徒指導主任 |
| | ○いじめに関する校内研修の計画、実施 | →教務主任・生徒指導主任（立案・策定） |
| | ○「いじめに関する授業」の計画、実施 | →生徒指導主任・学年主任（立案・策定） |
| | ○学校評価による検証と基本方針の見直し | →教頭・教務主任（立案・実施・まとめ） |
| 早期発見 | ○いじめに係る情報収集・集約・情報共有 | →教務主任・生徒指導主任・学年主任 |
| | ○学校生活に関するアンケートの実施・集約・分析 | →教務主任・生徒指導主任 |
| | ○保護者からの情報収集 | →担任（個人面談時・懇談会時など） |
| | ○スクールカウンセラー・さやまっ子相談員との連携 | →教頭・教育相談主任 |
| | ○学校運営協議会、民生委員、主任児童委員等との情報交換 | →校長・教頭・教務主任 |
| 早期対応 | ○速やかな対応策の検討、実施 | →教頭・教務主任・生徒指導部 |
| | ○加害の子供に対する組織・継続的な観察、指導 | →教頭・生徒指導部・学年主任・担任 |
| | ○被害の子供や保護者への関係機関を利用するなどの心のケア | →教頭・生徒指導部・教育相談部・養護教諭 |
| 重大事態への対処 | ○市教育委員会への報告と連携 | →校長・教頭 |
| | ○被害の子供への緊急避難措置の検討、実施 | →校長・教頭・生徒指導部・教育相談部 |
| | ○加害の子供への懲戒や出席停止の検討 | →校長・教頭・生徒指導部・教育相談部 |
| | ○警察への相談・通報や児童相談所等との連絡 | →校長・教頭 |
| | ○緊急保護者会の開催検討、実施 | →校長・教頭・各学年主任 |
| | ○法第２８条に基づく調査を実施するための教育委員会の附属機関との連携 | →校長・教頭 |
| | ○報道・マスコミ機関の対応 | →校長・教頭 |

## Ⅲ　いじめの未然防止のための取組

〈基本方針〉

・児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
・教育活動の中核となる“授業”において、授業規律を確立し、ユニバーサルデザイン化に配慮し、集中して授業を受けさせることは、児童一人一人の学力向上につながるだけでなく、いじめ問題をはじめとした様々な生徒指導上の課題の解決につながると考え、分かる授業と授業規律の確立を図る。
・教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わわせ自尊感情を育むくむことができるように努める。
・道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、教育活動全体を通して「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童が持つように指導する。
・いじめをはやしたてる「観衆者」はいじめの加担者であることと同じであることを理解させ、傍観者を「相談者」「仲裁者」に転換できるような教育活動や指導に努める。
・いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決してゆるさえるものではない。」ことを理解させ、子供たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

（１）互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくりの取組

①学級づくり

・児童が安心して学校生活を送るために、正義、公正、公平がいきわたる学級経営をし、支持的な雰囲気のある魅力ある学年・学級づくりに努める。

（教師の毅然とした態度・道徳の時間を核とした道徳教育の積極的推進）

・一人一人の子供を大切にし、誰もが居場所のある学級づくりをする。

・学級活動（１）（２）の指導を充実させる。

◇年２回Ｑ－Ｕ調査、生活実態調査、年６回生活アンケートの有効活用を行う。

②基本的生活習慣の確立

・「健康な心や体つくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立った、教育活動を推進する。

③わかる授業の実践

・本時のねらいを明確にした授業を実践する。（教育のプロであるという崇高な使命）

・児童の言葉でまとめ、振り返りの時間の設定をする。（自己評価をする力の育成）

・ユニバーサルデザイン化に配慮し、誰もが学びやすい授業を実践する。

④授業規律の確立

・集中して授業に取り組めるように授業規律を確立する。（姿勢・返事・態度）

⑤行事や委員会活動の充実

・運動会、広小まつり、６年生を送る会などの行事や児童会活動などを活用して、子供たちの主体的な参加による活動を充実させ、お互いを認め合う仲間づくりと一人一人の自己肯定感を高める。

・児童会の「さやまっ子の誓い」の承認

いじめ防止に関する実践

・学校をよりよくするための「学校スローガン」

・学年のわくをこえて全校の仲を深める取組

・各学年・学級での「いじめ０運動」

（２）命や人権を尊重し、豊かな心を育成するための取組

①道徳の時間を要とした教育活動全体で取り組む道徳教育の実践

・２学期参観日の全校一斉の道徳授業の公開

②全教育活動を通じて取り組む人権教育の実践

・人権標語・人権感覚育成プログラムの活用

③発達段階に応じた計画的な体験学習の実践

・ボランティア体験、福祉体験、農業体験などの体験活動の実施

④コミュニケーション能力の育成を重視した特別活動の実践

・構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルワーク、アサーションなど表現力、言語力を重視した参加体験型の手法を積極的に取り入れた授業の実践

（３）職員の資質向上のための取り組み（校内研修等）

①教師の指導力・授業力向上のための校内研修の実施

・課題研修の継続的実践や管理職による指導助言

②生徒指導上の諸問題に関する校内研修の実施

・教育相談部との連携による児童理解研修会（年２回）の実施

・QU テストに係る研修会の実施（夏季休業中）

（４）保護者や地域への働きかけ

①いじめ防止を内容とする道徳授業の公開

・２学期参観日の全校一斉の道徳授業の公開

②定期的な学校だよりの発行・ホームページによる配信・原則一か月に１回

③ＰＴＡの各種会議や懇談会等における、いじめの実態や指導方針などの情報提供
・運営委員会や学年委員会等での校長の挨拶
・学年初め及び長期休業前の懇談会での生徒指導面の情報提供
・生徒指導便りや生活実態調査の報告

（５）一人一人のニーズに応じた個別指導
①特別支援コーディネーターを核とした、時機を逃がさない個別対応
・教育相談部会　・就学支援委員会　・ケース会議　・生徒指導部会
②組織的な生徒指導の推進
◇学校のきまりによる統一した指導
◇小中一貫した生徒指導

## Ⅳ　いじめの早期発見のための取組

〈基本方針〉
・早期発見のためには、日頃から教職員と児童、保護者との信頼関係を構築することが基本である。
・いじめは、潜在化しやすいことを大人が認識し、教職員や保護者が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが重要である。
・いじめは、早期発見することが早期解決につながるとの考えから、教職員の間で情報を共有し、学校・家庭・地域が連携し、情報収集し、早期発見に努める。
・喧嘩やふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することに努める。

（１）日々の観察
・全職員が「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立つ。
・全職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。

（２）学校・学級生活に関するアンケートの実施
・２か月に１回、生活アンケートを実施し、認知したいじめ１件１件の状況を把握し、いじめられている児童に寄り添いながら、解消に導く。
・年２回の QU テスト（Hyper QU）の実施し、学級満足度を分析する。

（３）教育相談体制の充実
①日頃から気軽に相談できる人間関係を醸成する。
②相談室の利用、さやまっ子相談員・スクールカウンセラー来校等について、児童・保護者に広く周知する。
③保護者に対して、日頃から連絡を密にし、気軽に相談できる関係をつくる。
④個人面談を行い、家庭との協力体制を構築する。
⑤市教育センターなどの相談窓口、相談機関の情報について広報する。

（４）地域との連携
①学校運営協議会・青少年健全育成地域協議会・広瀬小アポック・民生委員児童委員連絡協議会など、地域団体が情報交換、協議できる場を設け、広瀬地域における「子供の見守り活動」を積極的に行う。
②学校応援団との連携を図り、活動中気づいたことは小さなことでも報告していただく。

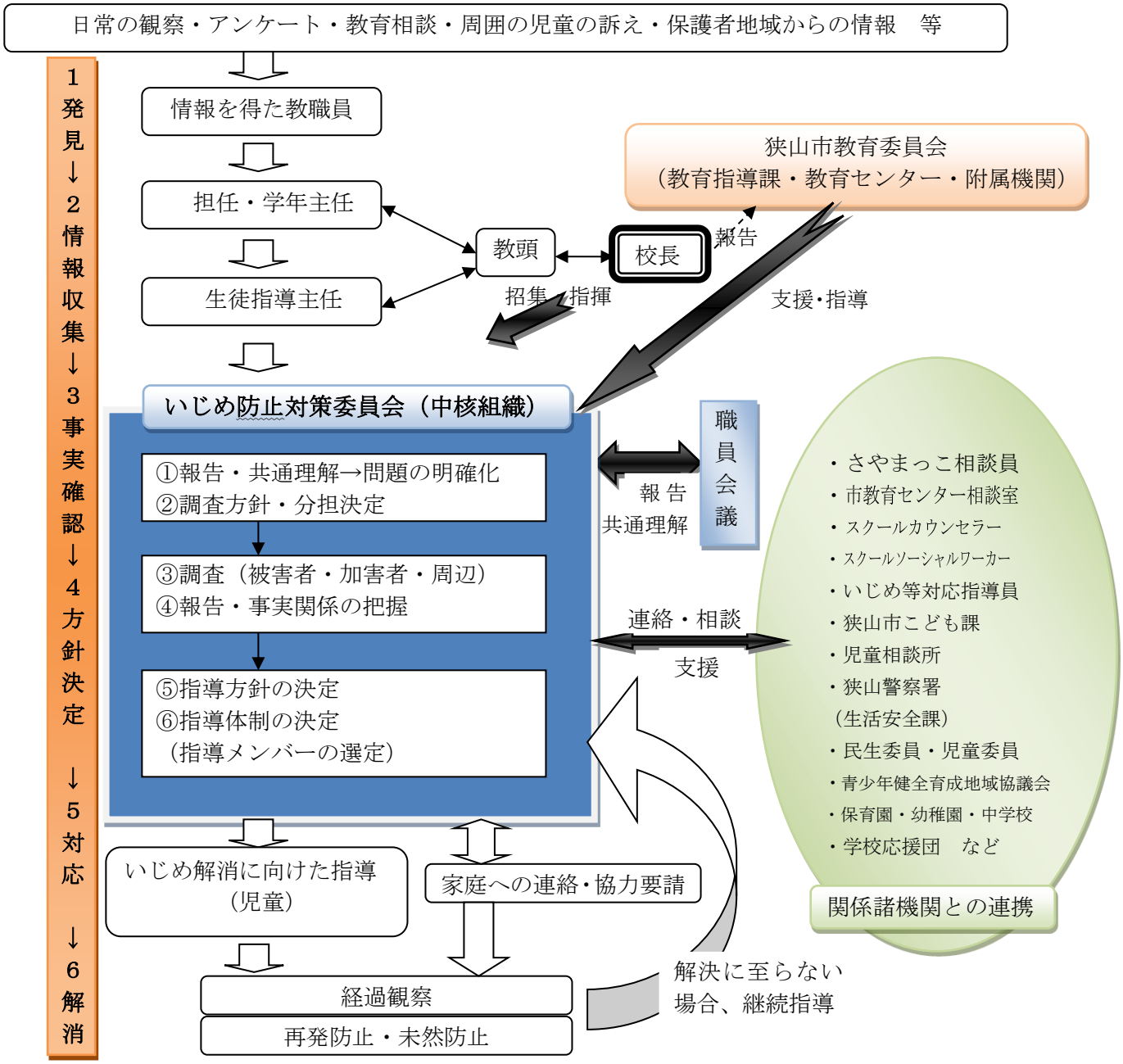
（５）いじめ防止の取組実施状況を学校評価の項目に位置付ける。

## Ⅴ　いじめへの対応

〈基本方針〉
・いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
・被害者児童を守りとおすとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。
・解決にあっては、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、保護者協力のもと、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
・必要に応じ、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたり、重大事案にあっては、教育委員会と連携し対応する。

（１）いじめに対する対応の基本的な流れ

いじめの問題が発生した場合は、その場で適切な処置をとるとともに関係職員、教頭に 報告する。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速にいじめ防止対策委員会を開催し、対処する。必要に応じて、外部機関との連携を図る。



なお、いじめが「解消している」状態とは、①いじめが止んでいる状態が相当期間（少なくとも３か月）継続していること　②被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること（被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認）の要件が満たされる必要がある。

## Ⅵ　重大事態への対処

〈基本方針〉
・法第２８条に定める重大事態が生じたとき、校長が直ちに市教育委員会へ事態発生について報告し指示を仰ぐ。
・市教育委員会または学校が中心となって、調査を行い、保護者に調査結果を報告する。
・いじめをうけて重大事態に至ったという申し出が児童や保護者からあったときは、学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告にあたる。
・調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査であり、因果関係の特定を急ぐものではない。また、調査結果は市教育委員会へ報告する。

（１）重大事態の定義と意味

第２８条

１　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば

・児童が自殺を企図した場合
・身体に重大な障害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、学校の判断により、迅速に調査に着手する。

（２）調査の趣旨と調査主体

①調査の趣旨

法２８条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

②調査主体

・重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、学校のいじめ対策委員会を調査組織とし、主体となって調査を行う。
・調査にあっては、調査組織の中に専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性をはかる。
・従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処が十分にできないと市教育委員会が判断した場合は、市教育委員会が主体となって調査を実施する。

（３）調査結果の提供及び報告

・学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して事実関係等の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになったことを説明する。

・調査結果については、調査結果については、市教育委員会に報告する。

## Ⅶ　ネットいじめに対する指導と対応

〈基本方針〉

・携帯電話、スマートフォン、タブレットを子供が使用することでの弊害や危険性が指摘され、学校での情報モラル教育だけでは問題解決が困難な事例が報告されているため、児童がトラブルに巻き込まれないようにするためには、保護者がそのトラブルに対して全面的に責任を負えない場合は、携帯電話・スマートフォン等を持たせるべきではないと考える。

・保護者の責任において、多くの児童が携帯電話を所持している現状があり、子供や保護者に対する情報モラルの指導、携帯電話の使用についての啓発活動が、高度な情報化社会にあって不可欠であり、喫緊の課題としてとらえる。

（１）ネットいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子供の悪口や誹謗中傷等をインターネット上に掲示板に書き込んだり、メッセージやメールを送ったり、また、仲間はずれなどの方法によりいじめを行うもの。

①メール・チャットによるいじめ

②ＳＮＳによるいじめ

③動画共有サイトによるいじめ　　など

（２）保護者に対して以下の内容を啓発

◇ネットアドバイザーを招いての「子供安全見守り講座」

◇学校だより、埼玉県ネットトラブル注意報等での広報活動

「保護者啓発の学校の姿勢」

①そもそも、多くのリスクを考えた場合、スマートフォン等を持たせる必要があるのか、保護者として子供を指導し、トラブルに対して責任が持てるのかを十分に検討すべきである。

②子供たちのパソコンやスマートフォン等を管理するのは、保護者であり、責任を負う。保護者が所有者であり、子供達は使用者であることを十分に理解させる必要がある。

③危険回避のためには、フィルタリングだけでは不十分であり、各家庭で子供たちを危険から守るための指導ルール作りが大切である。

④インターネットへアクセスすることは、「トラブルの入り口に立っている」という認識、知らぬまに利用者の個人情報を流出させてしまうなどの様々なトラブルがあることを認識する。

（３）インターネットの特殊性を踏まえた情報モラル教育の実施

①発信した情報は、多くの人に広まり、一度流した情報は、簡単には回収できないこと。

②匿名であっても書き込みをした人は特定できること。

③違法情報や有害情報が含まれていること。

④書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺や障害などの他の犯罪につながることがあること。

## Ⅷ　いじめ防止のための年間指導計画

| 月 | 職員会議等 | 生徒指導委員会<br>いじめ対策委員会 | 具体的な取組 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 未然防止 | 早期発見 |
| 4 | 年度当初職員会議<br>職員会議<br>授業参観・懇談会<br>毎週月・木曜日の児童情報の共有 | 第１回委員会 | ○いじめ防止基本方針の共通理解<br>○学級開き<br>（人間関係づくりのスキル）<br>○一年生を迎える会 | |
| 5 | 第１回教育相談<br>児童理解研修会<br>☆学校運営協議会①<br>☆広小アポック①<br>☆PTA運営委員会 | 第２回委員会<br>集計・分析 | ○お話朝会<br>○あいさつ運動<br>○わくわくタイム | 学校生活アンケート①<br>表札訪問 |
| 6 | ☆民生･児童委員連絡協議会① | 第３回委員会 | ○あいさつ運動<br>○わくわくタイム | Hyper-QU テスト①<br>生活状況調査① |
| 7 | 授業参観・懇談会<br>☆学校運営協議会②<br>☆PTA運営委員会 | 第４回委員会<br>集計・分析 | ○あいさつ運動<br>○わくわくタイム | 学校生活アンケート②<br>前期学校評価アンケート |
| 8 | 職員研修（生徒指導･人権教育）<br>前期学校評価考察<br>☆学校運営協議会③ | | | |
| 9 | ☆PTA運営委員会 | 第５回委員会<br>集計・分析 | ○始業式（校長講話）<br>○広小まつり<br>○あいさつ運動<br>○わくわくタイム | 学校生活アンケート③ |
| １０ | ☆学校運営協議会④ | 第６回委員会 | ○運動会<br>○あいさつ運動<br>○わくわくタイム | |
| １１ | ☆広小アポック②<br>☆PTA運営委員会 | 第７回委員会<br>集計・分析 | ○子供安全見守り講座<br>○非行防止教室<br>○あいさつ運動<br>○わくわくタイム | 学校生活アンケート④<br>Hyper-QU テスト② |
| １２ | 授業参観・懇談会<br>☆学校運営協議会⑤ | 第８回委員会 | ○お話朝会（校長講話）<br>○人権週間<br>○道徳授業公開（参観日）<br>○あいさつ運動<br>○わくわくタイム | 後期学校評価アンケート |
| １ | ☆学校運営協議会⑥<br>後期学校評価考察<br>☆PTA運営委員会 | 第９回委員会<br>集計・分析 | ○始業式（校長講話）<br>○あいさつ運動<br>○わくわくタイム | 学校生活アンケート⑤ |
| ２ | 第２回教育相談<br>児童理解研修会<br>☆民生･児童委員連絡協議会②<br>☆広小アポック③<br>☆PTA運営委員会 | 第 10 回委員会 | ○６年生を送る会<br>○あいさつ運動<br>○わくわくタイム | 生活状況調査② |
| ３ | 授業参観・懇談会 | 第 11 回委員会<br>集計・分析 | ○あいさつ運動<br>○わくわくタイム | 学校生活アンケート⑥ |

## Ⅸ　附則

○本基本方針は、平成２６年４月１日より施行する。
○平成２７年４月１日　　一部改正する。
○平成２８年４月１日　　一部改正する。
○平成２９年４月１日　　一部改正する。
○平成３０年４月１日　　一部改正する。
○平成３１年４月１日　　一部改正する。
○令和　２年４月１日　　一部改正する。
○令和　３年４月１日　　一部改正する。
○令和　７年４月１日　　一部改正する。
○令和　８年４月１日　　一部改正する。
○令和　８年８月１日　　一部改正する。